

議長からの報告

令和4年10月13日、議会における1議員の発言について、新川町長より下記の内容で抗議文が提出されました。

議会における議員の発言について

令和4年第3回築上町議会定例会最終日の議案に対する反対討論において、1議員より「法務知識の欠片すら感じられず、支離滅裂で常識を疑う情けない条例提案である」との発言がありましたが、議員が考えられている指摘事項については、税法上の考え方であり、今回の条例については税条例に固執するものではないと考えます。

今回提案された条例の内容については双方の考え方の相違であり、そのことについて、「支離滅裂で常識を疑うような情けない条例提案である」との発言については、職員を侮辱した発言であり、業務を否定するもの、かつ、職員の人権を否定するものであるため、到底容認できるものではありません。

つきましては、このような発言については控えていただくよう強く抗議いたします。

一部抜粋

以前にも町長より、同条例の議案等に関し、1議員の過度な要求等を行わないよう文書（令和4年9月16日付）にて強い要求がありました。

町職員を侮辱するような発言等は、人そのものを否定することにつながり、人権侵害に当たることも考えられるので、今後、そのような発言を慎むよう厳重に注意をしました。

築上町議会議長
武 道 修 司